

第1節 | 埼玉県環境行政の体系

この節では、「埼玉県環境基本条例」と「環境基本計画」の概要及び関係性について説明します。



01
埼玉県環境行政の体系

埼玉県環境基本条例（平成6年12月制定）は、環境保全分野の基本法である環境基本法（平成5年11月制定）との整合を図りながら、本県における環境の保全及び創造に関する取組の基本的な方向と枠組みを示したものです。法形式としては一般の条例と同じですが、環境に関する分野について、他の条例に優越する性格を持ち、他の条例が誘導されるという関係にあります。

この環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成8年3月に初めて埼玉県環境基本計画を策定しました。

社会経済や環境の状況等の変化に対応するため、概ね5年ごとに見直しを行い、現行の環境基本計画は平成29年3月に見直したものです。



環境分野の法令・計画の相関図

「埼玉県環境基本条例(前文)」

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

武蔵野の雑木林や荒川の清流に代表される豊かな自然に恵まれた私たちの埼玉でも、人口の集中や産業の集積により、活発な社会経済活動が展開される一方、多くの自然が失われ、都市・生活型公害が拡大するとともに、廃棄物の問題が深刻化しつつある。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、大気、水、土壌及び様々な生物の微妙な均衡と循環の下に成り立っている。私たちは、このことを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していかなければならない。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、水と緑の豊かな埼玉をつくるため、ここに、この条例を制定する。

第2節 | 埼玉県環境基本計画の推進・管理システム

この節では、「埼玉県環境基本計画」の円滑な進行の仕組みについて説明します。



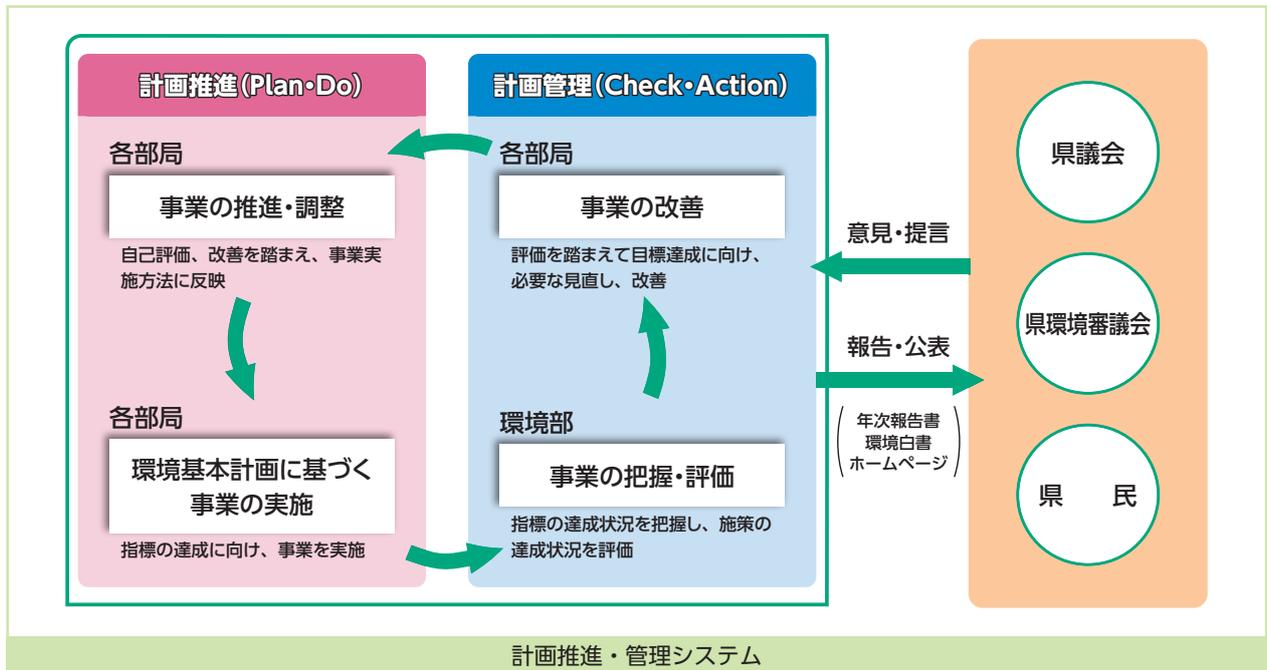
埼玉県環境基本計画は、「本県の健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築」を図るための総合的な計画で、「5つの長期的な目標」を設定しています。長期的な

目標を実現するための「20の環境の保全と創造に関する施策展開の方向」を示し、平成29年度から平成33年度までに行う施策、取組、施策指標を掲げています。

この計画の推進・管理については、環境部において

施策指標の達成状況の把握及び評価を行い、各部署ではその評価に基づき、目的達成に向けた改善を行い、事業を実施するという、環境マネジメントサイクル(Plan→Do→Check→Action)に基づき実施されます。また、計画の進捗状況の評価は、埼玉県環境審議会

に報告するとともに「環境の状況に関する年次報告書」により県議会に報告しています。環境白書及び県のホームページを通じて、広く情報の開示を行い、意見・提言を求めています。



埼玉県環境基本計画体系図	
長期的な目標	環境の保全と創造に関する施策展開の方向
I 新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり	1 新たなエネルギー社会の構築
	2 地球温暖化対策の総合的推進
	3 ヒートアイランド対策の推進
II 限りある資源を大切にす循環型社会づくり	4 廃棄物の減量化・循環利用の推進
	5 廃棄物の適正処理の推進
	6 水循環の健全化と地盤環境の保全
III 恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり	7 川の保全と再生
	8 みどりの保全と再生
	9 森林の整備と保全
	10 生物多様性の保全
IV 安心・安全な環境保全型社会づくり	11 大気環境の保全
	12 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止
	13 化学物質・放射性物質対策の推進
	14 身近な生活環境の保全
	15 環境分野の災害への備えの推進
V 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり	16 環境と経済発展の好循環の創出
	17 環境と共生する地域づくりの推進
	18 連携・協働による取組の拡大
	19 環境を守り育てる人材育成
	20 環境科学・技術の振興と国際協力の推進